

京都市指定通所介護事業所等における宿泊サービスの実施状況（令和元年度）

1 宿泊サービス事業所

名称	デイサービスセンター虹 精華大前	事業所番号	2670601117
----	------------------	-------	------------

※令和2年3月31日 宿泊サービス廃止

2 利用者に関する状況

利用者数	0人
1日当たりの最大利用人数	—
最大連続宿泊日数	—

3 運営等に関する状況

確認項目			適否
人員	従業者の員数	夜間及び深夜の時間帯を通じて介護職員又は看護職員を1名以上配置したか。	—
	看護職員	宿泊サービス事業所に1人以上の看護職員を配置したか。	—
設備	利用定員	利用定員が指定通所介護事業所等の利用定員の2分の1以下かつ9人以下を超えることはなかったか。	—
	宿泊室	宿泊室の床面積は1室当たり平均7.43m ² 以上確保したか。	—
		処遇上必要と認められる場合を除き、男女が同室になることがなかったか。	—
運営	介護支援専門員の承認等	介護支援専門員等がやむを得ない理由があると認めた場合に限り、宿泊サービスを提供したか。	—
	利用申込時の説明	利用申込者又は家族に宿泊サービスの利用に関する重要事項を記した文書を交付して説明をしたか。	—
	利用期間の制限	連続宿泊日数は7日以内（介護支援専門員等がやむを得ないと認めた場合は14日）だったか。	—
		宿泊サービス提供日数は、要介護認定等の有効期間の2分の1に相当する期間を超えていないか。	—
	身体拘束等の制限	緊急やむを得ない理由がある場合を除き、身体的拘束その他の利用者の行動を制限する行為を行わなかったか。	—
	宿泊サービス計画	宿泊サービスの利用が相当期間にわたり継続することが見込まれる場合、宿泊サービス計画を作成し、利用者又は家族に書面を交付して説明し、同意を得たか。	—
	非常災害対策	非常災害に関する具体的な計画を定め、非常災害に備えるために必要な訓練を定期的実施したか。	○
記録の作成及び保存	利用者ごとに記録を作成し、宿泊サービス完了の日から5年間保存しているか。	—	

※本票は、京都市指定通所介護事業所等における宿泊サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例第17条第1項の規定により、事業者から提出された定期報告書の内容に基づくものである。

京都市指定通所介護事業所等における宿泊サービスの実施状況（令和元年度）

1 宿泊サービス事業所

名称	わのみちデイサービス中書島	事業所番号	2670900998
----	---------------	-------	------------

2 利用者に関する状況

利用者数	10人
1日当たりの最大利用人数	3人
最大連続宿泊日数	3日

3 運営等に関する状況

確認項目			適否
人員	従業者の員数	夜間及び深夜の時間帯を通じて介護職員又は看護職員を1名以上配置したか。	○
	看護職員	宿泊サービス事業所に1人以上の看護職員を配置したか。	○
設備	利用定員	利用定員が指定通所介護事業所等の利用定員の2分の1以下かつ9人以下を超えることはなかったか。	○
	宿泊室	宿泊室の床面積は1室当たり平均7.43m ² 以上確保したか。	○
		処遇上必要と認められる場合を除き、男女が同室になることがなかったか。	○
運営	介護支援専門員の承認等	介護支援専門員等がやむを得ない理由があると認めた場合に限り、宿泊サービスを提供したか。	○
	利用申込時の説明	利用申込者又は家族に宿泊サービスの利用に関する重要事項を記した文書を交付して説明をしたか。	○
	利用期間の制限	連続宿泊日数は7日以内（介護支援専門員等がやむを得ないと認めた場合は14日）だったか。	○
		宿泊サービス提供日数は、要介護認定等の有効期間の2分の1に相当する期間を超えていないか。	○
	身体拘束等の制限	緊急やむを得ない理由がある場合を除き、身体的拘束その他の利用者の行動を制限する行為を行わなかったか。	○
	宿泊サービス計画	宿泊サービスの利用が相当期間にわたり継続することが見込まれる場合、宿泊サービス計画を作成し、利用者又は家族に書面を交付して説明し、同意を得たか。	○
	非常災害対策	非常災害に関する具体的な計画を定め、非常災害に備えるために必要な訓練を定期的実施したか。	○
記録の作成及び保存	利用者ごとに記録を作成し、宿泊サービス完了の日から5年間保存しているか。	○	

※本票は、京都市指定通所介護事業所等における宿泊サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例第17条第1項の規定により、事業者から提出された定期報告書の内容に基づくものである。

京都市指定通所介護事業所等における宿泊サービスの実施状況（令和元年度）

1 宿泊サービス事業所

名称	わのみちデイサービス藤森	事業所番号	2670901624
----	--------------	-------	------------

2 利用者に関する状況

利用者数	23人
1日当たりの最大利用人数	4人
最大連続宿泊日数	13日

3 運営等に関する状況

確認項目			適否
人員	従業者の員数	夜間及び深夜の時間帯を通じて介護職員又は看護職員を1名以上配置したか。	○
	看護職員	宿泊サービス事業所に1人以上の看護職員を配置したか。	○
設備	利用定員	利用定員が指定通所介護事業所等の利用定員の2分の1以下かつ9人以下を超えることはなかったか。	○
	宿泊室	宿泊室の床面積は1室当たり平均7.43m ² 以上確保したか。 処遇上必要と認められる場合を除き、男女が同室になることがなかったか。	○
運営	介護支援専門員の承認等	介護支援専門員等がやむを得ない理由があると認めた場合に限り、宿泊サービスを提供したか。	○
	利用申込時の説明	利用申込者又は家族に宿泊サービスの利用に関する重要事項を記した文書を交付して説明をしたか。	○
	利用期間の制限	連続宿泊日数は7日以内（介護支援専門員等がやむを得ないと認めた場合は14日）だったか。	○
		宿泊サービス提供日数は、要介護認定等の有効期間の2分の1に相当する期間を超えていないか。	○
	身体拘束等の制限	緊急やむを得ない理由がある場合を除き、身体的拘束その他の利用者の行動を制限する行為を行わなかったか。	○
	宿泊サービス計画	宿泊サービスの利用が相当期間にわたり継続することが見込まれる場合、宿泊サービス計画を作成し、利用者又は家族に書面を交付して説明し、同意を得たか。	○
	非常災害対策	非常災害に関する具体的な計画を定め、非常災害に備えるために必要な訓練を定期的実施したか。	○
記録の作成及び保存	利用者ごとに記録を作成し、宿泊サービス完了の日から5年間保存しているか。	○	

※本票は、京都市指定通所介護事業所等における宿泊サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例第17条第1項の規定により、事業者から提出された定期報告書の内容に基づくものである。

京都市指定通所介護事業所等における宿泊サービスの実施状況（令和元年度）

1 宿泊サービス事業所

名称	わのみちデイサービス桃山城	事業所番号	2670901368
----	---------------	-------	------------

2 利用者に関する状況

利用者数	14人
1日当たりの最大利用人数	3人
最大連続宿泊日数	4日

3 運営等に関する状況

確認項目			適否
人員	従業者の員数	夜間及び深夜の時間帯を通じて介護職員又は看護職員を1名以上配置したか。	○
	看護職員	宿泊サービス事業所に1人以上の看護職員を配置したか。	○
設備	利用定員	利用定員が指定通所介護事業所等の利用定員の2分の1以下かつ9人以下を超えることはなかったか。	○
	宿泊室	宿泊室の床面積は1室当たり平均7.43m ² 以上確保したか。 処遇上必要と認められる場合を除き、男女が同室になることがなかったか。	○
運営	介護支援専門員の承認等	介護支援専門員等がやむを得ない理由があると認めた場合に限り、宿泊サービスを提供したか。	○
	利用申込時の説明	利用申込者又は家族に宿泊サービスの利用に関する重要事項を記した文書を交付して説明をしたか。	○
	利用期間の制限	連続宿泊日数は7日以内（介護支援専門員等がやむを得ないと認めた場合は14日）だったか。	○
		宿泊サービス提供日数は、要介護認定等の有効期間の2分の1に相当する期間を超えていないか。	○
	身体拘束等の制限	緊急やむを得ない理由がある場合を除き、身体的拘束その他の利用者の行動を制限する行為を行わなかったか。	○
	宿泊サービス計画	宿泊サービスの利用が相当期間にわたり継続することが見込まれる場合、宿泊サービス計画を作成し、利用者又は家族に書面を交付して説明し、同意を得たか。	○
	非常災害対策	非常災害に関する具体的な計画を定め、非常災害に備えるために必要な訓練を定期的実施したか。	○
記録の作成及び保存	利用者ごとに記録を作成し、宿泊サービス完了の日から5年間保存しているか。	○	

※本票は、京都市指定通所介護事業所等における宿泊サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例第17条第1項の規定により、事業者から提出された定期報告書の内容に基づくものである。

京都市指定通所介護事業所等における宿泊サービスの実施状況（令和元年度）

1 宿泊サービス事業所

名称	わのみちデイサービス鳥羽街道	事業所番号	2670500863
----	----------------	-------	------------

2 利用者に関する状況

利用者数	9人
1日当たりの最大利用人数	5人
最大連続宿泊日数	13日

3 運営等に関する状況

確認項目			適否
人員	従業者の員数	夜間及び深夜の時間帯を通じて介護職員又は看護職員を1名以上配置したか。	○
	看護職員	宿泊サービス事業所に1人以上の看護職員を配置したか。	○
設備	利用定員	利用定員が指定通所介護事業所等の利用定員の2分の1以下かつ9人以下を超えることはなかったか。	○
	宿泊室	宿泊室の床面積は1室当たり平均7.43m ² 以上確保したか。 処遇上必要と認められる場合を除き、男女が同室になることがなかったか。	○
運営	介護支援専門員の承認等	介護支援専門員等がやむを得ない理由があると認めた場合に限り、宿泊サービスを提供したか。	○
	利用申込時の説明	利用申込者又は家族に宿泊サービスの利用に関する重要事項を記した文書を交付して説明をしたか。	○
	利用期間の制限	連続宿泊日数は7日以内（介護支援専門員等がやむを得ないと認めた場合は14日）だったか。	○
		宿泊サービス提供日数は、要介護認定等の有効期間の2分の1に相当する期間を超えていないか。	○
	身体拘束等の制限	緊急やむを得ない理由がある場合を除き、身体的拘束その他の利用者の行動を制限する行為を行わなかったか。	○
	宿泊サービス計画	宿泊サービスの利用が相当期間にわたり継続することが見込まれる場合、宿泊サービス計画を作成し、利用者又は家族に書面を交付して説明し、同意を得たか。	○
	非常災害対策	非常災害に関する具体的な計画を定め、非常災害に備えるために必要な訓練を定期的実施したか。	○
記録の作成及び保存	利用者ごとに記録を作成し、宿泊サービス完了の日から5年間保存しているか。	○	

※本票は、京都市指定通所介護事業所等における宿泊サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例第17条第1項の規定により、事業者から提出された定期報告書の内容に基づくものである。

京都市指定通所介護事業所等における宿泊サービスの実施状況（令和元年度）

1 宿泊サービス事業所

名称	デイサービスかえで	事業所番号	2670917356
----	-----------	-------	------------

2 利用者に関する状況

利用者数	13人
1日当たりの最大利用人数	3人
最大連続宿泊日数	3日

3 運営等に関する状況

確認項目			適否
人員	従業者の員数	夜間及び深夜の時間帯を通じて介護職員又は看護職員を1名以上配置したか。	○
	看護職員	宿泊サービス事業所に1人以上の看護職員を配置したか。	○
設備	利用定員	利用定員が指定通所介護事業所等の利用定員の2分の1以下かつ9人以下を超えることはなかったか。	○
	宿泊室	宿泊室の床面積は1室当たり平均7.43m ² 以上確保したか。 処遇上必要と認められる場合を除き、男女が同室になることがなかったか。	○
運営	介護支援専門員の承認等	介護支援専門員等がやむを得ない理由があると認めた場合に限り、宿泊サービスを提供したか。	○
	利用申込時の説明	利用申込者又は家族に宿泊サービスの利用に関する重要事項を記した文書を交付して説明をしたか。	○
	利用期間の制限	連続宿泊日数は7日以内（介護支援専門員等がやむを得ないと認めた場合は14日）だったか。	○
		宿泊サービス提供日数は、要介護認定等の有効期間の2分の1に相当する期間を超えていないか。	○
	身体拘束等の制限	緊急やむを得ない理由がある場合を除き、身体的拘束その他の利用者の行動を制限する行為を行わなかったか。	○
	宿泊サービス計画	宿泊サービスの利用が相当期間にわたり継続することが見込まれる場合、宿泊サービス計画を作成し、利用者又は家族に書面を交付して説明し、同意を得たか。	○
	非常災害対策	非常災害に関する具体的な計画を定め、非常災害に備えるために必要な訓練を定期的実施したか。	○
記録の作成及び保存	利用者ごとに記録を作成し、宿泊サービス完了の日から5年間保存しているか。	○	

※本票は、京都市指定通所介護事業所等における宿泊サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例第17条第1項の規定により、事業者から提出された定期報告書の内容に基づくものである。

京都市指定通所介護事業所等における宿泊サービスの実施状況（令和元年度）

1 宿泊サービス事業所

名称	医療法人社団高安医院 高安デイサービス	事業所番号	2670900857
----	---------------------	-------	------------

2 利用者に関する状況

利用者数	9人
1日当たりの最大利用人数	2人
最大連続宿泊日数	7日

3 運営等に関する状況

確認項目			適否
人員	従業者の員数	夜間及び深夜の時間帯を通じて介護職員又は看護職員を1名以上配置したか。	○
	看護職員	宿泊サービス事業所に1人以上の看護職員を配置したか。	○
設備	利用定員	利用定員が指定通所介護事業所等の利用定員の2分の1以下かつ9人以下を超えることはなかったか。	○
	宿泊室	宿泊室の床面積は1室当たり平均7.43㎡以上確保したか。 処遇上必要と認められる場合を除き、男女が同室になることがなかったか。	○ ○
運営	介護支援専門員の承認等	介護支援専門員等がやむを得ない理由があると認めた場合に限り、宿泊サービスを提供したか。	○
	利用申込時の説明	利用申込者又は家族に宿泊サービスの利用に関する重要事項を記した文書を交付して説明をしたか。	○
	利用期間の制限	連続宿泊日数は7日以内（介護支援専門員等がやむを得ないと認めた場合は14日）だったか。	○
		宿泊サービス提供日数は、要介護認定等の有効期間の2分の1に相当する期間を超えていないか。	○
	身体拘束等の制限	緊急やむを得ない理由がある場合を除き、身体的拘束その他の利用者の行動を制限する行為を行わなかったか。	○
	宿泊サービス計画	宿泊サービスの利用が相当期間にわたり継続することが見込まれる場合、宿泊サービス計画を作成し、利用者又は家族に書面を交付して説明し、同意を得たか。	○
	非常災害対策	非常災害に関する具体的な計画を定め、非常災害に備えるために必要な訓練を定期的実施したか。	○
記録の作成及び保存	利用者ごとに記録を作成し、宿泊サービス完了の日から5年間保存しているか。	○	

※本票は、京都市指定通所介護事業所等における宿泊サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例第17条第1項の規定により、事業者から提出された定期報告書の内容に基づくものである。